平成23年３月18日
号外第２号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

公安委員会規則
○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則（４・警務課）……1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第４号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成23年３月18日

秋田県公安委員会委員長　芳　賀　京　子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成23年秋田県公安委員会規則第２号）の施行期日は、平成23年３月22日とする。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号